

医療事務科

医療機関での仕事に役立つ知識とスキルを学びます！



医療事務
(医科)

病院・クリニックで働くための受付・会計などの基本業務を学びます。

調剤薬局事務

調剤薬局やドラッグストアで求められる幅広い知識とスキルを学びます。

医師事務
作業補助

医師の指示のもと、診断書の文書作成や入力代行など医師の補助作業のスキルを学びます。

※知識の習得から資格取得までをサポート！

【☆☆訓練目標☆☆】

- ・医療事務の知識を身につけて、即戦力となる人材を目指します。

🌸 初めて勉強する方でも大丈夫！

幅広い年代の方々が学習にチャレンジしております。
最後までしっかりサポートしますのでご安心ください♪



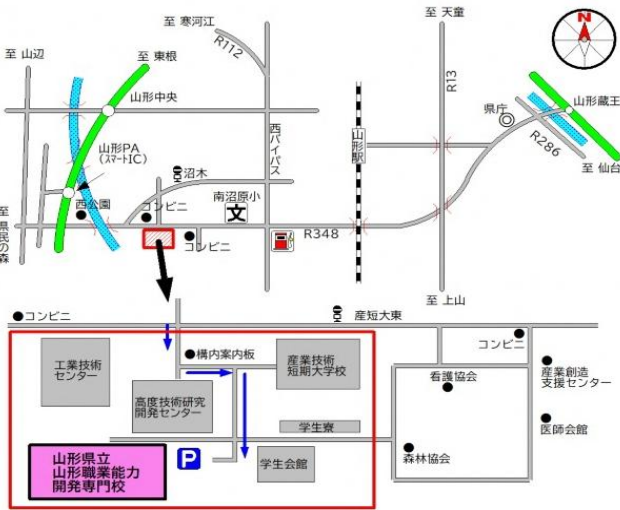
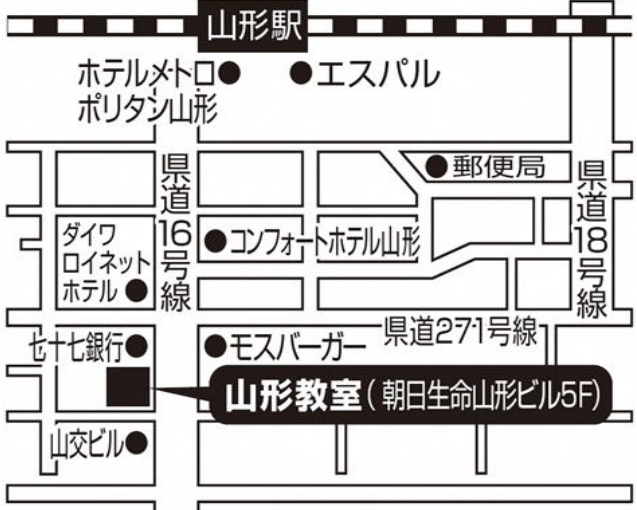
訓練期間	令和8年5月22日(金)～令和8年8月21日(金) (3か月間) 基本時間：9:30～16:10 [休日は原則として土・日・祝日・お盆(8/13～8/15)]		
訓練場所	株式会社ニチイ学館 山形支店 山形校山形教室 山形市香澄町3丁目1-7 朝日生命山形ビル5F(裏面地図参照)	定員	15名 (最少催行人員10名)
受講対象者	公共職業安定所に求職の申し込みをされていて、公共職業安定所長が訓練受講の必要性を認めた方		
受講料	受講料は 無料 です。(テキスト代・職業訓練生総合保険等の自己負担額 約23,000円) ※資格試験受験料(任意受験)は別途必要となります。		
募集期間	令和8年3月23日(月)～令和8年4月27日(月) 昼12時まで		
申込方法	求職の申し込みをしている公共職業安定所の窓口でご相談の上、受講申込書をご提出ください。		
選考会	日時：令和8年5月7日(木) 午前10時00分から ・開場は開始30分前です。 ・開始10分前までに受付を済ませてください。 場所：山形県立山形職業能力開発専門校 (裏面地図参照) 内容：訓練内容の説明と職業適性検査 持ち物：筆記用具(鉛筆・ボールペン) ※欠席の場合、選考対象者となりません。		

お問合せ先

山形県立山形職業能力開発専門校 能力開発支援課
〒990-2473 山形市松栄2-2-1
TEL 023-644-9228 FAX 023-644-6850
ホームページ <https://skillup.yamagatanoukai.jp/>



【訓練カリキュラム】			
科 目		科 目 の 内 容	時間数H
学 科	医療保険制度	医療保険制度の基礎知識、公費負担医療制度	10H
	医科基礎知識	診療報酬点数の基礎知識、医科の基礎知識	39H
	診療報酬請求業務	診療報酬明細書の内容理解、医科実務症例	47H
	医師事務作業補助業務	医師事務作業補助業務の基礎知識、医療文書作成	62H
	ホスピタリティマナー	医療機関における接遇マナー	22H
	調剤薬局事務概論	薬剤の基礎知識、調剤報酬点数の解釈	10H
実 技	医科総合演習	技能審査試験対応、受験対策演習	25H
	医師事務作業補助総合演習	医師事務作業補助技能審査試験対応、受験対策演習	36H
	調剤薬局事務演習	調剤報酬明細書の記載要領、明細書点検	10H
就職支援他		応募書類の書き方、面接の受け方、ビジネスマナー、コミュニケーション、安全衛生等	39H
総訓練時間 300H（学科：190H、実技：71H、就職支援他：39H）			
その他 ※キャリア・コンサルティングを受ける場合は、その計画に従ってください。			

【選考会場】	【訓練会場】
場所：山形県立山形職業能力開発専門学校 住所：山形市松栄2-2-1 電話：023-644-9228	場所：株式会社ニチイ学館 山形支店 山形校山形教室 住所：山形市香澄町3丁目1-7 朝日生命山形ビル5F 電話：023-641-3359
	

◆ ご相談・お申込み窓口 ◆			
山形公共職業安定所	〒990-0813	山形市松栄2-6-13	Tel 023-684-1521
米沢公共職業安定所	〒992-0012	米沢市金池3-1-39	Tel 0238-22-8155
新庄公共職業安定所	〒996-0011	新庄市東谷地田町6-4	Tel 0233-22-8609
長井公共職業安定所	〒993-0051	長井市幸町15-5	Tel 0238-84-8609
村山公共職業安定所	〒995-0034	村山市榎岡五日町14-30	Tel 0237-55-8609
寒河江公共職業安定所	〒991-8505	寒河江市大字西根字石川西340	Tel 0237-86-4221
※雇用保険受給資格者で、公共職業安定所長から「受講指示」を受けた方には、訓練期間中「基本手当・受講手当」及び該当者には「通所手当」が支給されます。 ※雇用保険を受給できない方が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合に、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」を受けられる場合があります。			詳しくは、求職の申し込みをしている公共職業安定所にご相談ください。